令和4年度 雫石町子ども会育成会連合会 総会

期日 令和4年6月15日(水)

 $18:30\sim19:00$

場所 雫石町中央公民館 大会議室

- 1 開会
- 2 挨拶
- 3 議事

議案第1号

令和3年度 事業報告並びに収支決算報告について

議案第2号

令和4年度事業計画(案)並びに収支予算(案)について

議案第3号

令和4年度役員改選について

- 4 その他
- 5 閉会

議案第1号 令和3年度 事業報告並びに収支決算報告について

令和3年度 事業報告

日付	内容
4月22日	第1回常任理事会
	出席者 11 名(役員・理事7名、事務局4名)
	・令和3年度総会提案資料について
5月20日	総会・育成会長研修会
	出席者 46 名(役員・理事 7 名、事務局 4 名、育成会長 35 名)
	① 総会 事業計画、予算などを承認
	② 研修会「子どもと食」講師 町栄養士 渡辺ひとみ
8月28日	リーダー交流会
	・田野畑村サッパ船に乗ろう
	※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止

令和3年度収支決算書

1. 収入の部

(単位:円)

科目	予算額	決算額	比較	備考
会費	50,000	49, 000	△ 1000	1,000 円×49 団体=49,000 円
参加料	50,000	0	△ 50,000	中止のため支出なし
繰越金	86, 659	86, 659	0	前年度より
補助金	0	0	0	
雑収入	341	0	△ 341	
計	187, 000	135, 659	△51, 341	

2. 支出の部

(単位:円)

科目	予算額	決算額	比較	備考
負担金	23, 000	20,000	△3, 000	県子育連年会費
事業費	100, 000	0	△100, 000	
事務局費	19, 000	660	△18, 340	振込手数料
予備費	45, 000	0	△45, 000	
計	187, 000	20, 660	△166, 340	

収入 135, 659 円 - 支出 20, 660 円 = 残額 114, 999 円

監査報告書

令和3年度の決算について、令和 4 年 6 月 10 日零石町中央公民館において関係書類の提出を求め、監査した結果、帳簿・関係書類等が適正に処理されていることを確認いたしましたので、ここに報告いたします。

令和4年6月10日

監事 大久保 菜穂子



監事 千葉 翔琴



議案第2号 令和4年度事業計画(案)並びに収支予算(案)について

令和4年度事業計画(案)

「方針]

急速に進む少子高齢化や情報化社会の進展、社会環境やライフスタイルの変化が著しい昨今、さまざまな体験活動を通して、仲間とのコミュニケーション能力や自立心、主体性、協調性、チャレンジ精神などの生きる力を育む「子ども会」の存在は、重要さを増しています。

零石町子ども会育成会連合会では、子どもたちの生きる力や社会性を育むための 活動を推進し、各子ども会や育成会のご協力を頂きながら、子ども会活動の活性化 と地域で子どもを育む力の促進に取り組みます。

[重点活動]

- 1 子ども会のねらいや意義、活動に関する理解の促進
- 2 子ども会育成会連合会のあり方の検討

[事業計画]

会議 • 研修

令和4年6月15日(水) 令和4年度総会並びに育成会長懇談会

随時 常任理事会 随時 育成会長懇談会

各種事業協力

令和4年7月27日(水)~30日(土)

令和4年度富士市・雫石町少年交流事業 (雫石町から20名の児童が富士市を訪問)

令和4年度収支予算書(案)

1. 収入の部

(単位・円)

科目	予算額	前年度 予算額	比較	備考
会費	0	50, 000	△50,000	
参加料	0	50, 000	△50,000	
繰越金	114, 999	86, 659	28, 340	前年度より
補助金	15, 000	0	15, 000	県子育連補助金 (隔年)
雑収入	1	341	△340	貯金利息など
計	130, 000	187, 000	△57, 000	

2. 支出の部

(単位・円)

科目	予算額	前年度 予算額	比較	備考
負担金	23, 000	23, 000	0	県子育連年会費 20,000 円 県子ども会育成会研究大会参加費 500 円×6 人
事業費	30, 000	100,000	△70, 000	懇談会茶菓子代等
事務局費	19, 000	19,000	0	払込手数料・消耗品費
予備費	58, 000	45,000	13, 000	
計	130, 000	187, 000	△57, 000	

議案第3号 令和4年度役員改選について

令和4年度 雫石町子ども会育成会連合会 役員

任期 令和4年4月1日~令和6年3月31日

職名	氏 名	行政区・学校名	備考
会 長	階 幸男		
副会長	小赤澤 直子		
	坂井 和久		
	大久保 菜穂子		監事
常任理事	岩井 幸恵	七ツ森小地区	
	杉下 枝美子	西山小地区	
	千葉 翔琴	御明神小地区	監事
	片山 恵	御所小地区	
	柴田 慈幸		事務局長
	山口 善英		
事 務 局 -	岡本信	零石町教育委員会	
	細川 南望	生涯学習スポーツ課	事務局員
	下川 恵司		
	鈴木 郁子		

※監事の持ち回り

在任期間	担当学校区		
令和2年4月~令和4年3月	西山	御所	
令和4年4月~令和6年3月	御明神	雫石	
令和6年4月~令和8年3月	七ツ森	西山	
令和9年4月~令和11年3月	御所	御明神	
令和11年4月~令和13年3月	雫石	七ツ森	
令和13年4月~令和15年3月	西山	御所	

雫石町子ども会育成会連合会 会則

(名称)

第1条 この会は、雫石町子ども会育成会連合会と称する。

(目的)

第2条 この会は、町内の子ども会育成会の連絡を密にし、子ども会の健全な発展に 寄与することを目的とする。

(組織)

- 第3条 この会は、第2条の目的に賛同する町内の子ども会育成会をもって組織する。
 - 2 この会の下部組織として、雫石町ジュニアリーダーズクラブを置く。

(事業)

- 第4条 この会の目的達成のため、次の事業を行うものとする。
- (1) 子ども会育成会の連絡提携を図ること。
- (2) 子ども会育成会指導者の研修に関すること。
- (3) 子ども会行事の企画、調整及び指導助言に関すること。
- (4) 関係機関及び団体との連絡に関すること。
- (5) その他目的達成に必要な事業に関すること。

(役員)

- 第5条 この会に次の役員を置く。
- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名(内、1名はジュニアリーダーズクラブの世話人)
- (3) 常任理事 5名(内、その他、会長が必要と認め推薦した者。)
- (4) 監事 2名(常任理事から2名選任するものとする。)
- (5) 相談役 (歴代会長)
- 第6条 役員の任期は、2年とする。ただし再任は妨げない。補欠で就任した役員の 任期は、前任者の残任期間とする。
- 第7条 会長は会務を掌理し、本会を代表する。

副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代理する。 常任理事は、総会の決定事項ならびに緊急事項の執行にあたる。 監事は、会計を監査する。

(役員の選出)

第8条 会長、副会長、常任理事、監事は総会において選出する。

(機関)

第9条 総会は、各子ども会育成会の代表者1名ずつの代議員をもって構成し、最高 議決機関とする。

- 2 総会は、次のことを審議決定する。
- (1) 事業計画に関すること。
- (2) 予算、決算に関すること。
- (3) 役員の選出に関すること。
- (4) 会則の改廃に関すること。
- (5) その他重要事項。
 - 3 常任理事会は、会長の招集により、企画、立案、執行にあたる。

(事務局)

- 第10条 この会の事務局は、会長の指定したところに置く。
 - 2 事務局には、次の職員をおき会長が任命する。 事務局長 1名 事務局員 若干名

(会計)

- 第 11 条 この会の経費は、会費、補助金及び寄付金その他の収入をもってあてる。 (会計年度)
- 2 本会の会計事務は「雫石町が事務局を担当する各種団体等の会計事務取 扱基準」を準用する。

第12条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

付 則

この会則は、昭和53年6月17日より実施する。 平成18年5月19日 会則の一部を改正する。 平成19年5月18日 会則の一部を改正する。 平成20年5月22日 会則の一部を改正する。 平成26年5月21日 会則の一部を改正する。 平成30年5月16日 会則の一部を改正する。 令和2年6月8日 会則の一部を改正する。